平成21年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 定例会議審議概要

開催日及び場所	平成22年3月18日(木) 経済産業省別館817号室	
出席委員(50音順)	大久保規子(大阪大学大学院法学研究科教授)、田路至弘(弁護士)、野村豊弘(学習院大学法学部教授)、蓑輪靖博(福岡大学法学部教授)、森嶌昭夫(名古屋大学名誉教授)	
審議対象期間	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	
抽出案件	総数10件 ①企画競争方式(1件) ・平成20年度コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動の促進に係る調査検討業務 ②競争性のない随意契約(3件) ・平成20年度ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業・平成20年度環境保健サーベイランス調査に係る集計(3歳児)並びに解析及び環境評価(3歳児及び6歳児)に関する業務 ・平成20年度国際交流研究事業(継続分)委託業務 ○不落・不調随意契約(1件) ・平成20年度POPsモニタリング実態解析全国調査(生物) ○競争入札(総合評価)方式(4件) ・平成20年度環境技術実証事業(閉鎖性海域における水環境改善技術分野)に関する検討調査業務 ・平成20年度開発途上国におけるオゾン層保護対策支援事業委託業務 ・平成20年度環境測定分析統一精度管理調査業務 ○参加者確認公募方式(1件) ・平成20年度渡り鳥飛来経路解明調査	
委員からの意見 質問、それらに 対する回答等	別紙1のとおり	
委員会による意 見の具申又は勧 告の内容	抽出された個々の契約案件についての意見具申又は勧告はなかった。	

委員からの意見・質問、それらに対する回答等

回答 意見・質問 ①平成20年度コミュニティ・ファンド等を活用 した環境保全活動の促進に係る調査検討業務 契約方式:企画競争方式 契約相手方:三菱UFJリサーチ&コンサルテ ィング(株) 契約金額 : 29, 935, 290円 契約締結日:平成20年5月20日 担当部局:総合環境政策局 複数年契約を前提とすることにより、単年度契約 この業務は19年度にモデル事業、20年度で 海外事例の調査等、21年度で総まとめの制度 よりもどういうところが良くなったのか。また、 19年度は複数年契約を前提としていなかった理 設計を図る計画で実施した。 19年度は単年度契約により契約し、そこでは 由は何か。 モデル事業の進捗管理を行った。20年度は海 外事例の分析や国内の現状分析を実施した。 この20年度の調査は、制度設計と非常に密接 に連携しており、21年度と複数年契約とする ことによって手続きも簡略化され、作業の効率 化が図られた。 企画競争にあたり、3者の応募のうちコミュニテ コミュニティ・ファンド全般についての調査と ィ・ファンドに知見のある者が1者のみは少ない いうことを考えれば、金融の実務者よりシンク 気がするが、地域に根ざした金融に知見のある業 タンクの方に知見があると思う。 者が応募できるような工夫はあったのか。 契約相手方は、これまでもコミュニティ・ファ ンドに協力して実務を行ってきた担当者が多 く、十分な知見はあった。 報告書などを見ると地銀などの金融機関とのネッ 金融機関には検討委員会の中でのアドバイザー トワークがあるが、任意でやっていただいている 的な立場で入っていただくことが望ましいと考 える。 のか。 モデル事業の実施主体はどこか。 地域協議会を組織し、そこに資金を提供する形 になっている。 契約が幾つかに分かれて、それぞれの契約ごとに 目的も主体も違うものを連携させる必要があるの であれば、別途工夫の必要があると考える。

意見・質問 回答

②平成20年度ITを活用した循環型地域づくり 基盤整備事業

契約方式:競争性のない随意契約

契約相手方:(財)日本産業廃棄物処理振興セン

ター

契約金額:149,430,000円 契約締結日:平成20年8月27日 担当部局:廃棄物・リサイクル対策部

競争性のない随意契約と定義されているが、発注 内容が複数あり、事業を分割すれば競争入札にで きたのではないか。 電子マニフェストを組み上げ、管理・運営など 実際に動かしているのがこのセンターである。 システムを詳細把握した者がおり、その部分を 切り離し契約することができれば、競争方式は できると考えるが、これまでに蓄積されてきた 知見等から、この団体には詳しい専門家もおり、 本業務を一元的に効率的に実施しうる唯一の団 体と判断した。

システム関係の事業とは違う利便性の周知、支援 体制の整備も含まれているということか。 性質の違うものと思うが、一体として発注すべき 必要性は、どのように考えているか。 この事業には、システム関係の他に、利便性の周知、支援体制の整備も含まれている。

電子マニフェストに関する業務以外にも普及促進方策なども含めて、国内で唯一、この事業を 実施する団体として指定されている。

また、電子マニフェストシステムの運用・管理 には、必要な知識と体制が整っていることが必 要であり、現業的な業務を国が直接行うのでな く、法律に規定された業務を一元的に実施し、 運用を具体化する団体として、国が法律に基づ き指定している。

再委任の金額が高いが、仕様書に基づいているものなのか。別途、選定する余地がないという判断があったのか。

仕様書に基づいているものであり、請負者の管理・監督の下、システムの保守運用業務を再委任している。再委任されているところが製作したシステムを使用して、電子マニフェストを運営しており、他に代わる者がなかった。

システム強化の業務は、一般競争ではなく、企画競争にする必要性がどのようにあったのか。

国内では他に例のあるシステムではないため、 仕組みを詳細に指定し、それに対応できる技術 的な能力のある者を選定したいと考えた。

契約相手方が、再委託や再契約をする場合にも、 競争契約方式や企画競争方式などが可能かどうか を見極め、極力そのような方式を行うよう意思伝 達の必要があると考える。 意見・質問 回答

③平成20年度環境保健サーベイランス調査に係 る集計(3歳児)並びに解析及び環境評価(3

歳児及び6歳児)に関する業務 契約方式:競争性のない随意契約

契約相手方:(社)環境情報科学センター 契約金額:70,077,000円 契約締結日:平成20年4月1日

担当部局:環境保健部

個人情報は、集めた目的以外に使用してはいけないが、個人情報というだけの理由で同一業者への随意契約を行う理由にはならない。

したがって、個人情報を環境省が全部管理すると、この組織を使わなくても良いことになり、個人情報の点ではクリアされるが、別に理由があるのでは。

そうすると1回発注したら、未来永劫その法人と 随意契約をすることになってしまう。契約の公正 性などの担保、データを扱ったことの実績や信頼 性などの論理が必要と考える。 別の理由として、この契約相手方においては、 これまで本サーベイランス事業の実施に携わっ てきた法人であり、今までに蓄積されてきたノ ウハウであるとか、蓄積されたデータを扱うこ とで本業務を効率的に実施しうる唯一の団体で あると判断した。

意見・質問	回答
④平成20年度国際交流研究事業(継続分)委託業務 契約方式:競争性のない随意契約 契約相手方:(社)国際環境研究協会 契約金額:22,000,000円 契約締結日:平成20年4月1日 担当部局:地球環境局	
特定の研究者には、同じ機関が面倒を見ていくことになるのか。	研究の進捗状況や発展可能性などの審査を経て、研究期間の延長が必要と判断されたものについては、最大で5年間の支援が認められ、その期間は同一の機関が支援を実施している。なお、20年度から新規に共同研究を始めるために来日する招へい外国人研究者に対する委託については、一般競争入札を実施している。
本業務の主たる内容が身元保証であるとの印象を受けたが、身元保証の問題だけでなく、受入機関自身が身元保証できない理由の説明が必要。	

意見・質問	回答
⑤平成20年度POPsモニタリング実態解析全 国調査(生物) 契約方式:不落・不調随意契約 契約相手方:(株)島津テクノリサーチ 契約金額:42,525,000円 契約締結日:平成20年8月27日 担当部局:環境保健部	
前年度も同様に不落により随意契約となっているが、今回も不落となった要因とそれにどのような工夫を加えたのか。または、何か価格設定に厳しい問題があったのか。	18年度の競争入札の際に、若干予定価格と落 札価格に差があったため、19年度の予定価格 を見直した経緯がある。 20年度は今後POPsの候補となる2物質を 追加したことから、分析も難しくなることを考 慮して予定価格を設定した。 結果的には、応札者が考えているレベルの価格 と相違があり、不落になった。
技術を持ったところが複数あることから、参加者確認公募という方法よりは、競争をできるだけ高めるために一般競争を行うこととしたのか。	おっしゃるとおりである。

意見・質問 回答 ⑥平成20年度千葉市の事案における物理探査等 調査業務 契約方式:総合評価落札方式 契約相手方:日鉄鉱業(株) 契約金額:89,250,000円 契約締結日:平成20年4月17日 担当部局:環境保健部 かなりの低入札だが、業務の履行確認はできてい 業務は、仕様書どおり確実に履行されたことを るのか。予定価格の設定が高すぎたのか。何か把 確認している。 予定価格の設定については、複数の探査業務実 握しているか。 績のあるところから見積を徴収し、積算資料な ども精査した上でこの金額となった。 入札額については、落札業者の努力があったも のと考えている。 請負契約の場合は、成果に対する精算行為とな 実際に業務の実施後に十分な結果を出していない 場合の罰則、事後処理等の対応はあるのか。 っているが、請け負った側の責任により当初の 目的が達成されない場合は、請け負った側が違 約金を支払い、契約を打ち切るなどの整理とな っている。 委託費の場合でも、事業の進捗状況により一部 概算払いの制度もあるが、未達成な部分があれ ば請負契約と同様の処分ができる形になってい る。また、業務完了の後で瑕疵が発生すること があれば、瑕疵担保責任の中で処分などもある。 変更契約が行われているが、何が変更されて、金 この業務は、旧日本軍の陸域演習場跡地におけ 額が変更となったのか。 る化学弾の物理探査であるが、探査を進めてい く中で、当初の想定以上に旧軍砲弾の爆発断片 と推定される金属片が土中に多数散在している ことが判明し、これら探査の阻害となる物体を 除去しなければ確実な探査結果が得られないこ とから、その作業に係る金額を変更した次第で ある。 契約書の中に変更の前提条件は書かれているの 仕様書の中の金属探査検知確認調査に記載され ている。この実績を参考に行うこととなってい か。 る。

契約変更の際には、条件などを適正にしているのか。条件と違うものがどれだけコストに係わってくるかをしっかり確認しないと契約変更してはいけない。

契約書では、必要があると認めるときには仕様 書等の変更内容を通知することになっている。 当然経費が増えることになるため、契約相手方 と相談して契約変更の手続きを行った。

契約変更の際には、必ず、どのような基準、考え	変更契約についても内部の契約委員会におい
方、あるいは計算で変更したのかを証拠として記	て、審査している。
録しておく必要がある。	変更すべきものは変更する方向に向かってお
	り、記録を残しておくようにしている。
	また、入札を実施した契約の変更に係る金額の
	面では、入札での落札率を考慮して変更する方
	法を取っている。業務が追加されても、その落
	札率での業務が受けられるのではないかとの推
	定のもとに、予定価を設定し、契約相手方と交
	渉している。

意見・質問

回答

⑦平成20年度環境技術実証事業(閉鎖性海域に おける水環境改善技術分野)に関する検討調査 業務

契約方式:総合評価落札方式

契約相手方:三菱UFJリサーチ&コンサルテ

ィング(株)

契約金額:10,500,000円 契約締結日:平成20年6月19日

担当部局:水·大気環境局

なぜ、応札者が1者なのか、実際に検討調査を実施する能力を持っている者はあまりいないということか。他に考えられることはないのか。

けた検討調査業務を他の分野でも多く手がけて おり、閉鎖性海域分野についても前年までの検 討を担当している。これまでの実績と経緯を踏 まえて当該年度の業務を実施可能な業者が1者 のみであったと推察される。

この業者は、環境技術実証事業の制度構築に向

入札説明会では3者が参加しており、公告なども 確実にしていれば問題はなかったと思うが、予定 価格と契約額が近い価格となっている。なぜ、こ のような結果になったかについてはどうか。 18年度から同様の検討業務を継続して実施しているが、20年度の業務は19年度の調査業務を踏まえた継続的な意味合いがかなり強く、検討内容、業務内容も前年度検討を踏まえた同様な進め方であったために、前年度事業実績を踏まえ同様の積算が行われ、同じような形で落札に至ったものと考えている。

この業務は研究することではなくて、技術者を集めて会議をしたり、会議録を作成したりする仕事なのか。

技術開発者から申請された技術や製品の環境改善効果を第三者として検証することが半分程度と、その他に実証機関が行う実証試験の実施経過や技術実証委員会での検討経過から、分野別の実証試験を実施するにあたっての問題点等を解析して、閉鎖性海域分野の試験要領に反映するなどの検討作業であった。

この事業の成果や実施したことをその後も一般的に使えるようなものとして、それを社会やこのような事業をするところに貢献できるように公表することにより他の分野でも参考として活動ができるようなものにしていただきたい。

試験要領について、18年度は、国から試験・調査費用まで含めた委託形式をとっていたが、19、20年度にかけては、申請者から手数料を徴収する体制への移行があり、手数料の徴収の方法など細部にわたる検討がなされ、試験要領に反映させている。それらは、現在の実証試験実施にあたり基礎となっており、有効なものであると考えている。

意見・質問 回答 ⑧平成20年度開発涂上国におけるオゾン層保護 対策支援事業委託業務 契約方式:総合評価落札方式 契約相手方:(株)プレック研究所 契約金額:19,950,000円 契約締結日:平成20年6月17日 担当部局:地球環境局 参加者が1者のみの理由として、専門性が必要で 業務の内容は、オゾン層に関連する国際会議の あったからということだが、基本的にネットワー 中での技術的な会合、2国間プロジェクトでの クを作り、意見交換の会合のセットが主たる業務 オゾン層保護対策などがある。 なのか。それ以外のものがあるのか。 過去の経緯あるいは専門性といった観点は業務 運営上、不可欠と考えており、経験のない業者 の方は、専門性が高いと判断され、参加しなか ったのではと推察される。 この契約相手方は、オゾン層問題に関する専門的 この契約相手方は、以前からオゾン層保護に関 し、日本とは国情や産業状況も違う国に応じた 知見・経験があるということだが、どういう会社 プロジェクトメーキングをしていく業務などを なのか。 行っている。 国際会議の開催については、以前から最低価格落 この会議と併せて、日本の技術・経験の発信に

札方式を取った場合、円滑な運営ができないなど の不満がでてくるケースがあり、今回は円滑に進 行されたようだが、具体例として特筆すべき点は ないのか。

ついて、フロンを破壊処理する日本近郊のサイ ドビジットを実施した。

途上国で応用が技術的に可能な現場を選定し、 アジアの人々にも現地を見ていただく現地視察 を組み入れたことによって、会議に加え現地で の説明という大変密度の濃い会合になったと考 えている。

意見・質問	回答
⑨平成20年度環境測定分析統一精度管理調査業務	
契約方式:総合評価落札方式 契約相手方:(財)日本環境衛生センター 契約金額:33,390,000円 契約締結日:平成20年4月1日 担当部局:水・大気環境局	
特定計量証明事業という認定を受けていないとこの調査はできないのか。	大気中のダイオキシン類濃度の計量証明事業、 水中・土壌中のダイオキシン類や大気中のクロルデン、DDTなどを計量する場合は、特定計量証明事業の認定を受けていなければならない。 本事業でもそういう試料を調製するため、必ず、認定を受ける必要がある。
最終的には1者しか参加していないが、非常に難 しいものなのか。特定の知見をもっている事業者 でないとできないことか。	民間の分析機関も特定計量証明の技術を持っているが、公共性が強い環境への排出事業者を相手にしており、そういう意味では公益性のある法人が参加しやすいと考えられる。
公益性を持っている事業者は、日本でどのくらい あるのか。	分析機関を会員とする組織は多くあるが、これ だけの事業をできる団体が、どのくらいあるの かは、不明である。

女日 終明	F=1 &A*
意見・質問 『 『 ・ の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	回答
この調査は、これまで何年間、どれくらいの規模 で実施してきているのか。	17年度から5年間の予定で実施している。 20年度には、55羽に装着し、累計で90羽に達している。 また、この業務の中では、送信機を装着した渡り鳥から発信された電波のデータ収集もしている。
知見や機械の設備などの要件が幾つか挙がっているが、アルゴスシステムを持っているのもこの契約相手方だけなのか。	業務執行体制に関する要件をすべて持ち合わせ ているものが、この契約相手方になる。
ここだけとは思えないが。アルゴスシステムを持っているところは使えるということか。使える人もいるということか。	システムはフランスと米国が共同して開発した ものであるが、アルゴスシステムを持っていれ ば使えるし、システムを使える研究者もいると 思う。
人工衛星からの情報を得るのに費用がかかるとい うことか。	この調査では、衛星からの情報を使うため、そ の費用が大半を占めている。
例えば、大学連合や共同研究で実施することが通 常かと思うが、それは考えられないのか。	それぞれの知見を持っている大学や企業の連携となれば可能性はあるが、結果として要件を満たしているのがこの大学であったということである。

今回の審議全般を通しての委員の見解

- ○総合評価方式にできるだけ移行する傾向がある中で、総合評価への移行が可能なものが随意契約関係で見受けられる。何を総合評価の評価項目にするかの議論は勿論あるが、例えば過去の実績などを評価項目に入れることによって総合評価方式に移行できるものもあるのではないか。
- ○総合評価方式では低入札となる場合、それが生じないような項目の設定や点数の掛け合わせ方とい うことも考える必要があるのではないか。
- ○どうすれば恣意的にならずに契約ができるかについて、例えば、随意契約を幾つかにパターン化するなど、何らかの客観的な基準を少しずつ構築していく必要があるのではないか。
- ○個人情報の観点では、個人情報を当該事業者が保持していることを理由として、他の業者に発注できないことは決してない。個人情報ということで、思い込みがないか、法律上、本当に果たしてそれが壁になっているのかどうかを検討して、もしそうでないとすれば、それだけでは理由にならないとの意識を持っていただきたい。
- ○なぜ、随意契約にしたのかの説明をさらに高めていただきたい。例えば、競争性のない随意契約の場合に、どういう理由で随意契約をするのか、あるいは総合評価の場合、どのような観点で評価の決定をするのかなど、透明性、説得性、さらには他との関係で公平性が分かる形で論理を立てていただきたい。
- ○契約を変更するときには、変更の理由を発注者側、受注者側のそれぞれが認識し、対外的に説明できる内容・金額で変更するべきである。変更すべきものは変更し契約書に反映させることや、落札率を考慮している点は、是非、今後も推進していただきたい。
- ○複数年契約による随意契約を行う必要性がうまく説明されてきており、また、今回は総合評価方式 における要件の立て方が難しいといったことがあまりなく、全体的に総合評価方式に向かって動い ており、流れは良くなったと思われる。